

「本場の本物」地域食品ブランド表示基準制度 実施要領

I 目的

地域および国内で生産された特色ある農産物等を主たる原材料として用い（地理的条件により、他国との交易による食文化創造が歴史的背景にみられ、史実に基づき証明される場合は、この限りではない）、当該地域において歴史的・伝統的に培われた技術により製造されてきた食品（以下、「地域食品」という。）の明確化、品質向上、表示の適正化を図るとともに、ひいては業界や地域の農林水産業、地域経済の活性化に資することを目的とする。

II 定義

「本場の本物」地域食品ブランド表示基準制度（以下、「表示基準」という。）とは、当該地域で生産された厳選原料を用い、当該地域において歴史的・伝統的に培われた技術によって製造された食品を対象とする「Ⅰ種」と主たる原材料の生産地の範囲を当該地域から国内に限り拡大し、当該地域において歴史的・伝統的に培われた技術によって製造されたものを対象とする「Ⅱ種」の基準があり、申請者がそれぞれの基準を選択し、申請する地域食品の「名称」（「地名＋商品名」等をいう。以下同じ。）、「製造地域の範囲」、「原材料」、「製法」等に関する基準を策定し、これを一般財団法人食品産業センターが審査・認定する制度のことをいう。

また、「Ⅰ種」の基準においては、地理的条件により当該地域の食文化が他国との交易により創造されたことが歴史的背景にみられ、史実に基づき証明される場合は、特色ある農産物等の主たる原材料が諸外国で生産されたものであっても、「本場の本物」の対象とする。

以上の基準を満たした申請者及びその構成員（以下、「構成員」という。）が、表示基準に該当する製品のみ当該地域食品の「名称」及び「識別マーク」（別紙1）を使用できるものとする。

III 「表示基準」の認定

1 認定主体

表示基準の認定主体は、「一般財団法人食品産業センター」（以下、「センター」という。）とする。

2 申請対象者

表示基準の認定を申請できる者は、次のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 法人格を有する事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（農業協同組合法により設立された農業協同組合、水産業協同組合法により設立された漁業協同組合等をいう。）
- (2) 当該地域食品の名称の使用等を管理する団体
- (3) その他、当該地域に当該地域食品の伝統的・歴史的製法等を一者のみが受け継

いでおり、それが関係者等によって明らかにされ、センターが特に認めた者（以下、「特認者」という）。

3 申請方法

- (1) 表示基準の認定を受けようとする者は、「本場の本物」申請書（別紙2。以下、「申請書」という。）、及び地域食品ブランド表示基準（別紙3。以下、「表示基準」という。）の様式により、「本場の本物」審査基準（別紙5-1、5-2。以下、「審査基準」という。）を参考に、当該地域食品の表示基準案を策定し、4に定める1次審査料を添えて、センターに申請するものとする。
- (2) 当該地域に当該地域食品の伝統的・歴史的製法等を一者のみが受け継いでおり、一者での申請をする場合は、それが公的機関および業界団体等の関係者によって明らかにされた書類を添えて、センターに申請するものとする（様式は問わない）。
- (3) 申請者は、必要に応じて、申請内容に関する資料を添付することができる。

4 審査料金および登録料金

審査料金ならびに登録料金については、「審査・登録に関する料金表」（別紙4）に定めるものとする。

5 審査方法

- (1) 「本場の本物」審査専門委員会の設置
 - 1) センターは、申請された表示基準案を審査するため、学識経験者等で構成する「本場の本物」審査専門委員会（以下「審査専門委員会」という。）を設置するものとする。
 - 2) 審査専門委員会には座長を1人置くこととし、審査専門委員は別紙6のとおりとする。なお、必要に応じ座長代理を置くことができる。
 - 3) 審査専門委員会は、必要に応じて、分科会を設置することができる。
 - 4) 審査専門委員会の事務は、センターが行う。
- (2) 審査
 - 1) センターは、Ⅲの3の申請を受け付けたときは、Ⅱの「定義」およびⅢの2の「申請対象者」の要件を満たしているかについて、1次審査（書類審査）を行い、その合否結果（不合格の場合は、その理由を付して）を申請者に対して通知するものとする。
 - 2) 1)の合格の通知を受けた申請者は、4に定める2次審査料を添えて、2次審査を受けることができる。
 - 3) センターは、2)の申請者の出席を求め、審査専門委員会を開催し、当該申請者によるプレゼンテーションおよび試食・試飲、パッケージの表示をもとに、申請された表示基準案について、審査基準に基づき2次審査を行い、その合否結果を申請者に対して通知するものとする。
 - 4) 審査専門委員会は、必要に応じて、資料の追加請求、補足説明請求等を行うことができる。
 - 5) 3)の合格の通知を受けた申請者は、4に定める最終審査料を添えて、最終審査

を受けることができる。

- 6) センターは、審査専門委員2名以上による現地調査を行い、審査基準に適合し製造しているかの審査（最終審査）を行うものとする。センターは、現地調査結果を全審査委員に通知し意見を求め、これらの意見を座長に送付する。座長は、これら意見を取りまとめ、審査結果をセンターに報告するものとする。
- (3) 認定の可否の通知
センターは、審査専門委員会の審査結果をもとに、申請者に対して認定の可否を通知するものとする。
- (4) 登録料の納付
認定を受けた申請者は、4に定める登録料をセンターに毎年度、納付するものとする。
- (5) 「表示基準」の認定内容の変更
「表示基準」の認定内容を変更しようとするときは、あらかじめセンターの承認を受けなければならないものとする。

IV 当該地域食品の「名称」及び「識別マーク」の使用・管理等

1 「名称」及び「識別マーク」の使用

- (1) 認定を受けた者（以下、「取りまとめ団体」又は「特認者」という。）は、取りまとめ団体にあつては、構成員に対し、表示基準の趣旨や使用に関する事項等を十分に周知したうえで、当該地域食品の「名称」及び「識別マーク」を使用させるものとする。特認者にあつては、表示基準の趣旨や使用に関する事項等を十分に理解したうえで、当該地域食品の「名称」及び「識別マーク」を使用するものとする。
- (2) 「識別マーク」の商標権は、センターが所有するものとする。

2 「名称」及び「識別マーク」の使用の範囲

- (1) 当該地域食品の「名称」及び「識別マーク」を使用できる者は、次に掲げる者とする。
 - 1) 取りまとめ団体
 - 2) 1)の構成員（以下、単に「構成員」という。）
 - 3) 特認者
- (2) 当該地域食品の「名称」及び「識別マーク」を使用できるものは、次に掲げる製品等とする。なお、使用する場合は、シール又は印刷により表示するものとする。
 - 1) 取りまとめ団体又は構成員、特認者が製造し、表示基準に適合する製品
 - 2) 取りまとめ団体又は構成員、特認者が製造し、表示基準に適合する製品の販売促進等のために使用するパンフレット、ポスター等
 - 3) 1)の製品については、取りまとめ団体に届け出、登録するものとする。また、特認者については、センターに届け出、登録するものとする。
 - 4) 2)による場合は、事前に取りまとめ団体に届け出、使用する許可を取るものとする。また、特認者については、事前にセンターに届け出、使用する許可を取るものとする。

- 5) 構成員の新規加入または団体があった場合は、センターに届け出、承認を受けるものとする。
- 6) なお、特認者が製造する当該地域食品については独占権を付与するものではなく、当該地域に同様の基準で製造する新たな製造者が出現した場合は、新たな製造者と協議の上、すみやかに取りまとめ団体を設立し、センターに変更申請を行い、あらかじめ承認を受けるものとする。

3 表示基準の公表等

- (1) 取りまとめ団体及び特認者は、認定された表示基準及び2の(2)の3)により登録された製品(以下、「登録商品」という。)について、公表するものとする。
- (2) 構成員は、登録商品ごとに「識別マーク」の使用件数及びポスター等の作成件数を、取りまとめ団体に定期的に報告するものとする。また、特認者については、構成員と同様に、センターに報告するものとする。
- (3) 取りまとめ団体は、(2)による報告を取りまとめのうえ、センターに報告するものとする。

4 管理

(1) 取りまとめ団体

取りまとめ団体は、自ら律して表示基準を運用するものとし、構成員の表示基準に違反する行為、識別マークの乱用、食品事故等がないように構成員を適切に指導するものとする。

なお、構成員による表示基準に違反する行為、識別マークの乱用、食品事故等があった場合は、速やかにセンターに報告し、取りまとめ団体が当該構成員とともに案件について適切に対処するものとする。

(2) 構成員

構成員は、表示基準に違反する行為、識別マークの乱用、食品事故等がないよう努めるものとする。なお、構成員による表示基準に違反する行為、識別マークの乱用、食品事故等があった場合は、速やかに取りまとめ団体に報告し、申請者とともに案件について適切に対処するものとする。

(3) 特認者

特認者は、自ら律して表示基準を運用するものとし、表示基準に違反する行為、識別マークの乱用、食品事故等がないよう努めるものとする。なお、自ら表示基準に違反する行為、識別マークの乱用、食品事故等があった場合は、適切に対処するものとする。

(4) センター

センターは、取りまとめ団体及び特認者が適切に表示基準を運用していることを、適宜確認するものとする。この場合、必要に応じて取りまとめ団体及び構成員、特認者に対して、書類等の閲覧若しくは提出を求め、立ち入り等の調査を行うことができるものとする。

- 5 「名称」及び「識別マーク」の使用・管理については、この実施要領に定めるほか、センターが別に定める規程に従うものとする。

6 第三者機関の確認及び報告

- (1) 取りまとめ団体及び特認者は、公正・中立な第三者機関から表示基準の運用が適切か定期的に確認を受けるものとする。
- (2) 取りまとめ団体及び特認者は、(1)による確認を受けたときは、その結果を速やかにセンターに報告するものとする。

V 使用停止及び認定取消等

1 当該地域食品の「名称」及び「識別マーク」の使用停止

- (1) 取りまとめ団体は、構成員が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、構成員に対して、是正を講ずるよう指示するものとし、是正指示に従わないときには、当該地域食品の「名称」及び「識別マーク」の使用を停止させるものとする。また、センターは、特認者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、特認者に対して、是正を講ずるよう指示するものとし、是正指示に従わないときには、当該地域食品の「名称」及び「識別マーク」の使用を停止させるものとする。
 - 1) 構成員が、取りまとめ団体の構成員でなくなった場合
 - 2) 構成員及び特認者が、表示基準に違反した場合
 - 3) 構成員が、IVの3の(2)及び4の(2)の規定に違反した場合
 - 4) 特認者が、IVの3の(2)及び4の(3)の規定に違反した場合
 - 5) 構成員及び特認者が、食品事故等を起こした場合
 - 6) 構成員及び特認者が、信用を損なう行為により、表示基準のイメージを失墜させた場合
 - 7) 構成員及び特認者が、正当な理由がなく、取りまとめ団体及びセンターの調査を拒み、又は指示に従わなかった場合
 - 8) 構成員及び特認者が、その他表示基準の取組目的に反する行為をした場合
- (2) 取りまとめ団体は、構成員が(1)により当該地域食品の「名称」及び「識別マーク」の使用を停止された後、改善が図られたことが確認されたときは、その使用の停止を解除することができる。また、センターは、特認者が(1)により当該地域食品の「名称」及び「識別マーク」の使用を停止された後、改善が図られたことが確認されたときは、その使用の停止を解除することができる。
- (3) 取りまとめ団体は、(1)及び(2)による措置を講じたときは、速やかにセンターに報告するものとする。
- (4) 構成員及び特認者は、(1)により当該地域食品の「名称」及び「識別マーク」の使用を停止されたことによって、直接又は間接に生じた損失等を取りまとめ団体又はセンターに請求することができないものとする。

2 当該地域食品の「表示基準」の認定取消等

- (1) センターは、取りまとめ団体及び構成員、特認者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、取りまとめ団体及び特認者に対して、改善指示若しくは当該地域食品の「名称」及び「識別マーク」の使用の停止を命ずることができるものとする。
 - 1) 認定された表示基準の内容に虚偽があった場合
 - 2) 認定された表示基準の内容に違反する行為があった場合

- 3) 当該地域食品の「名称」及び「識別マーク」の管理が適切に行われていない場合
 - 4) 食品事故が発生した場合
 - 5) 表示基準のイメージを失墜させた場合
 - 6) 第三者機関の定期的な調査が行われなかった場合
 - 7) 正当な理由がなく、センターの調査を拒み、又は指示に従わなかった場合
- (2) センターは、(1)により当該地域食品の「名称」及び「識別マーク」の使用を停止した後、改善が図られたことが確認されたときは、その使用の停止を解除することができる。
- (3) センターは、(1)による措置を講じた後も、改善が図られないと認められるときは、表示基準の認定の取消ができるものとする。なお、この場合、センターは、表示基準の取消をした旨を公表するものとする。
- (4) 取りまとめ団体及び構成員・特認者は、(1)及び(3)の措置によって、直接又は間接に生じた損失等をセンターに請求することができないものとする。

VI その他

この実施要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し特に必要がある事項については、センターが別に規程（「名称」及び「識別マーク」の使用・管理に関する運用規定）等を定めるものとする。

別紙1

「本場の本物」 識別マーク

(一財)食品産業センター認定



厳選原料・伝統の味
www.honbamon.com

「本場の本物」 I 種

(一財)食品産業センター認定



厳選原料・伝統の味
www.honbamon.com

「本場の本物」 II 種

令和6年度「本場の本物」申請書

令和 年 月 日

一般財団法人食品産業センター
理事長 荒川 隆 殿

(申請者)

住所 〒

申請者名

印

代表権者役職氏名

印

令和6年度「本場の本物」に応募いたしたく、関係書類を添えて申請します。

記

I 申請基準制度

「本場の本物」 I 種	「本場の本物」 II 種
-------------	--------------

上記のいずれかを選択してください。なお、両方申請の場合は分けて記載し提出してください

II 申請品目

申請品目	
------	--

(添付書類) ①地域食品ブランド表示基準 (様式2)

②申請者の沿革または概要

③収支決算書

④事業報告書

申請者の概要

申請者			
住所	〒		
代表者 (代表権を有する者)	役職		
	氏名		
連絡責任者 (窓口)	氏名		
	郵便番号・所在地		
	所属・役職名		
	電話・FAX		
	E-mail		
主業務			
主要製品			
設立年月日			
基金(資本金)			
事業所数			
職員数	職員数 人 (正職員員数 人・その他職員数 人)		
自社製品と原料供給、OEMの割合	自社ブランドでの販売 %、原料供給としての販売 % 委託生産(OEM)としての販売 %		
主要取引先			

「本場の本物」 地域食品ブランド表示基準 (I種・II種共通)

1. 名 称

--

(1) 名称の由来

--

2. 産 地

(1) 範 囲

--

(2) 範囲の設定根拠

--

3. 歴史的伝統性

--

4. 食品の独自性

(1) 食品特性

--

(2) 原材料の特徴

--

(3) 原材料の使用理由

--

(4) 製法の特徴

工 程	内 容

(5) 品質・衛生管理基準

工 程	内 容

5. 生産量

(1) 全体の生産量

単位：

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
生産量 (全体)					

資料：

(2) 該当商品の生産量（全体の生産量のなかで、「本場の本物」に該当する商品）

単位：

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
生産量 (該当商品)					

資料：

6. 製造者（「本場の本物」に該当する商品を製造できる者）

製造者名	従業員数	住 所

*必要に応じて枠を増やして記入してください

7. 該当商品名・製造者名・小売価格（「本場の本物」に該当する商品名）

商品名・規格	製造者名	小売価格（税抜）

*必要に応じて枠を増やして記入してください

8. 取りまとめ団体もしくは特認者

団体もしくは特認者名 (代表者役職名 氏名)	住 所

9. 識別マークの貼付と管理

--

10. 第三者認証

--

11. 認定後の業界活性化の展開方法

--

12. 認定後の地域振興への貢献方法

--

13. 認定後、当該地域に同様の基準で製造する新たな製造者が出現した場合の連携および展開方法（特認者のみ記載）

--

14. 参考（社会的評価）

--

15. 参考資料

- (1) 生産が行われている場所（施設）の所在地を示す資料を添付すること。
- (2) 商品に冠された地名が旧地名であり、現在、当該地名が住居表示に使用されていない場合は、現在の地名との関係が分かる資料を添付すること。
- (3) 製品概要、生産範囲、製品特性、製法（工程図・管理図を含む）、社会的評価、生産量等に関する記載内容の妥当性を示す資料（含写真）を添付すること。
- (4) 製品特性や製法に関して記載された内容で実際に生産が行われていることを示す資料を添付すること。
- (5) 取りまとめ団体および特認者に係る登記簿謄本、定款又は寄附行為の写し、規約、直近の総会資料を添付すること。なお、該当するものがない場合は、それに準ずる資料を添付すること。
- (6) 取りまとめ団体および特認者以外による同一食品の生産がなされていない資料を添付すること。

「本場の本物」 審査・登録に関する料金表

一般財団法人 食品産業センター

「本場の本物」の審査・認定等に関する料金（消費税込み）は以下の通りである。

1. 審査料金

- (1) 1次審査料 10,000円

(付記) 書類審査に要する料金である。

- (2) 2次審査料 50,000円

(付記) 審査専門委員が申請者におけるプレゼンテーションならびに試食・試飲、商品パッケージ等から総合的に行う審査に要する料金である。

- (3) 最終審査料 50,000円

(付記) 審査専門委員が現地において審査し、審査専門委員会が最終的に合否を判定する審査に要する料金である。

(注1) 2次審査料は1次審査を通過した場合のみ必要な料金である。

(注2) 最終審査料は2次審査を通過した場合のみ必要な料金である。

(注3) 最終審査においては、審査専門委員等が現地調査を行い、産地をはじめ製造工程等を確認するため、それに要する旅費（事務局員分を含む）等については、申請者が実費負担する。

上記料金の支払いについては、1次審査料は公募期間内、2次審査料および最終審査料は、文書にて通知する期間内に振込を完了することとし、期間内に振込が完了しない場合は、審査対象外とする。

なお、同品目で「本場の本物」Ⅰ種ならびにⅡ種を同時申請する場合は、1品目の審査料とする。

また、審査の結果不合格となり、同品目を次年度以降再申請する場合は、その審査料金は半額とする（旅費等の実費は除く）。

上記料金については、審査結果等にかかわらず一度振込が完了した料金については、返却しない。

2. 登録料金

- (1) 登録料 50,000円

(付記) 認定後、制度の維持管理および情報発信等に要する料金である。

上記料金の支払いについては、毎年度始めに、センターが「本場の本物」に係る業務を委託先している「一般社団法人本場の本物ブランド推進機構」から通知する期間内に振込を完了する。

3. 振込先

下記の銀行口座に、最寄りの銀行から振込むこととする。

銀行名	三井住友銀行
支店名	池袋東口支店
預金種別	普通
口座番号	8918129
口座名義	一般社団法人本場の本物ブランド 推進機構

(注1) 振込手数料は、申請者ならびに認定者の負担とする。

(注2) 振込先は、「本場の本物」に係る業務の委託先である「一般社団法人本場の本物ブランド推進機構」とする。

以上

「本場の本物」 I 種 審査基準

1. 地域食品ブランドの名称（品目名）について

(1) 名称及びその適切性

- ①当該名称が当該地域食品・当該地域において相当期間（おおむね30年）使用されているか。
- ②当該名称に関し、同一又は類似の登録商標を含め、他地域での使用の有無が確認されているか。
- ③当該名称が特定の地名を含まない場合、当該名称により需要者がその産地や品質を強く想起するものか。
- ④当該名称が当該地域食品の産地におおむね一致しているか。
- ⑤当該名称について関係者が合意しているか。また、当該地域食品の伝統的・歴史的製法を一者のみが受け継いでいる場合、それが関係者等によって合意しているか。

(2) 名称の由来

- ①名称の由来について具体的に示されているか。
- ②名称の由来について史料などに記載されているか。

2. 産地（地域の範囲）について

(1) 範囲

- ①行政区画により範囲を示す等により製造地を具体的に特定し得るものか。
- ②当該地域食品に冠された地名と実際の製造地との間に整合性が図られているか。
－例－
ア 当該地域外での同一製法又は類似した製法での製造されていないことを確認している。
イ 当該地域食品の原材料である農産物であって、その特徴の発現が種子・種苗に依るところが大の場合、当該種子・種苗の他産地での販売又は頒布がないことを確認している。
- ③具体的範囲について当該地域食品の関係者が合意しているか。また、当該地域食品の伝統的・歴史的製法を一者のみが受け継いでいる場合、それが関係者等によって合意しているか。

(2) 範囲の設定根拠

- ①当該地域において、当該地域食品が相当期間（おおむね30年）にわたり当該地域に固有の製法や特徴のある原材料により製造されてきたか。
- ②当該地域食品の特徴の発現が、当該地域の気候、土壌等の自然条件に依るところが大の場合、当該地域内の気候、土壌等の自然条件がおおむね均一か。
- ③②の自然条件等が当該地域食品の特性を発現する上で適しているか。

3. 歴史的伝統性について

- ①当該地域で製造されるようになった経緯を含め、史実が確認されているか。
- ②伝統的・歴史的な製法と現在の製法に大きな差異がないか（品質特性発現に係る根幹技術は変更されていないか）。
- ③原材料に関し、当初と現在とで大きな差異がないか。
- ④歴史的伝統性について関係者が合意しているか。また、当該地域食品の伝統的・歴史的製法を一者のみが受け継いでいる場合、それが関係者等によって合意しているか。
- ⑤輸入原材料の使用する場合については、当該地域食品が地理的条件により他国との交易による食文化創造が歴史的背景にみられ、史実に基づき証明されているか。

4. 食品の独自性について

(1) 食品特性

- ①食品の特性が端的に示されているか。
- ②当該地域食品の特性が他地域で製造される食品の特性と明らかに異なっているか。
- ③当該特性が理化学的・客観的データにより具体的に記述されているか（官能検査の結果を含む）。

(2) 原材料の特徴

- ①原材料の特徴（当該地域において生産された特色ある農林水産物の生産地等）が具体的に示されているか。
- ②原材料に係る仕入れ方法（納入契約の有無等）、使用量（歩留まり率）、他の原料と混ざらないための措置等が明らかになっているか。
- ③具体的内容について関係者が合意しているか。また、当該地域食品の伝統的・歴史的製法を一者のみが受け継いでいる場合、それが関係者等によって合意しているか。

(3) 原材料の使用理由

- ①当該地域食品を製造するにあたり、その原材料を使用する理由が明らかにされているか。
－例－
ア 当該地域で生産された特色ある農林水産物を活用してきた。
イ 当該地域食品を製造する際、〇〇国産の輸入原材料を使用しているが、当該地域食品の発現が『〇〇〇』からも証明されるように、〇〇国との交易の影響を大きく受けているため、現在に至る。

(4) 製法の特徴

- ①当該地域内で統一された製法基準、出荷規格等が存在するか。
- ②独特の製法（技法）がある場合、その特徴について示されているか。
- ③当該地域食品の特徴の発現に不可欠な工程が示されているか。
- ④複数の製法で製造しており、本基準の製法がそのうちの一手法の場合、本基準製法により製造した食品と他の製法で製造した食品とが混同しないようになっているか。
- ⑤当該地域の自然的条件と製法・食品の特性の結びつきが明らかにされているか。
- ⑥結果として、他産地では同質のものが作れない理由が明らかとなっているか。
- ⑦具体的内容について関係者が合意しているか。また、当該地域食品の伝統的・歴史的製法を一者のみが受け継いでいる場合、それが関係者等によって合意しているか。

(5) 品質・衛生管理基準

- ①当該地域食品の品質管理基準が定められているか。
- ②当該地域食品の製造過程における衛生管理基準が定められているか。

5. 生産量について

- ①当該地域食品について過去3年以上の期間の年間生産量（団体調べ又は別途調査した機関の統計）が記載されているか。
- ②原材料に特徴があるものの、当該原材料が天候等による不作に伴い入手ができず、結果として当該地域食品の製造量が減少している等製造量減少に関し何らかの理由がある場合はその旨が記載されているか。

6. 製造者について

- ①当該地域食品を製造している製造者名が記載されているか。
- ②単独の製造者が出荷している場合、その従業員数等が記載されているか。

7. 該当商品名について

製造者の該当商品名が記載されているか。

8. 業界取りまとめ団体・特認者について

- ①業界取りまとめ団体・特認者名が記載されているか。
- ②当該製造者は当該地域内において当該地域食品を製造している製造業者か。
- ③当該地域内に当該商品を製造する団体が複数あるものの、業界とりまとめ団体をそのうちの一団体とする場合、当該とりまとめ団体の製造量が少なくとも全製造量の過半を占めているか。
- ④当該地域内に当該地域食品を製造する製造業者が複数あるものの、当該地域食品の伝統的・歴史的製法を一者のみが受け継いでいる製造業者か。また、一者のみが受け継いでいる製造業者である場合、当該地域もしくは全国規模の業界団体、公的機関等からの証明書もしくは史実に基づき証明されているか。

9. 識別マークの貼付と管理について

- ①当該基準を満たしている商品には、識別マーク（「本場の本物」マーク）を貼付することになっているか。
- ②業界取りまとめ団体・特認者における識別マークの使用を適切に管理することになっているか。

10. 第三者認証について

- ①ISO/IECガイド65（製品認証機関に対する一般要求事項）に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関から定期的な検査を受けることになっているか。
ただし、申請者の余地のない形で公正・中立な機関から定期的な検査を受けることになっている場合であれば、第三者認証として認めるものとする。

1 1. 認定後の業界活性化の展開方法

- ① 当該地域食品認定後の業界全体の活性化展開方法が記載されているか。
- ② 業界取りまとめ団体・特認者が、業界をどのようにとりまとめ活性化させるかの役割が明確に記載されているか。

1 2. 認定後の地域振興への貢献方法

- ① 当該地域食品認定後の地域振興への貢献方法が記載されているか。
- ② 業界取りまとめ団体・特認者が、伝統的・歴史的製法をどのように広め、地域振興への貢献を果たしていくか等の役割が明確に記載されているか。

1 3. 認定後、当該地域に同様の基準で製造する新たな製造者が出現した場合の連携および展開方法（特認者のみ記載）

- ① 特認者が、当該地域食品認定後、当該地域に同様の基準で製造する新たな製造者が出現した場合、どのように連携し、当該地域食品を発展させていくか等の方法が明確に記載されているか。

1 4. 参考（社会的評価について）

- ① 当該地域食品について社会的評価の向上のために努力を行っているか。
- ② 以下のような事項に該当する等相当な社会的評価が得られ、また、安定的実需者が存在するか。
 - ・ 当該地域又は全国的に見て申請に係る食品が類似品の価格を相当程度上回っているか。
 - ・ 全国的な品評会等での受賞歴があるか。
 - ・ 新聞・テレビ・雑誌・専門誌等において相当程度の掲載（取材）がなされているか。
 - ・ HPを開いている場合、相当程度のアクセス数があるか。
 - ・ 百貨店・コンビニエンスストア等のお中元・お歳暮商品として（又は同商品用カタログに掲載され）相当程度の取引実績があるか。

1 5. 添付書類について

- ① 生産が行われている場所（施設）の所在地を示す資料を添付すること。
- ② 商品に冠された地名が旧地名であり、現在、当該地名が住居表示に使用されていない場合は、現在の地名との関係が分かる資料を添付すること。
- ③ 製品概要、生産範囲、製品特性、製法（工程図・管理図を含む）、社会的評価、生産量等に関する記載内容の妥当性を示す資料（含写真）を添付すること。
- ④ 製品特性や製法に関して記載された内容で実際に生産が行われていることを示す資料を添付すること。
- ⑤ 業界取りまとめ団体・特認者に係る登記簿謄本、定款又は寄附行為の写し、規約、直近の総会資料を添付すること。なお、該当するものがない場合は、それに準ずる資料を添付すること。
- ⑥ 業界取りまとめ団体に属さない事業者により同一食品の生産がなされている場合、当該事業者の活動規模等が分かる資料を添付すること。

「本場の本物」Ⅱ種 審査基準

1. 地域食品ブランドの名称（品目名）について

(1) 名称及びその適切性

- ①当該名称が当該地域食品・当該地域において相当期間（おおむね30年）使用されているか。
- ②当該名称に関し、同一又は類似の登録商標を含め、他地域での使用の有無が確認されているか。
- ③当該名称が特定の地名を含まない場合、当該名称により需要者がその産地や品質を強く想起するものか。
- ④当該名称が当該地域食品の産地におおむね一致しているか。
- ⑤当該名称について関係者が合意しているか。また、当該地域食品の伝統的・歴史的製法を一者のみが受け継いでいる場合、それが関係者等によって合意しているか。

(2) 名称の由来

- ①名称の由来について具体的に示されているか。
- ②名称の由来について史料などに記載されているか。

2. 産地（地域の範囲）について

(1) 範囲

- ①行政区画により範囲を示す等により製造地を具体的に特定し得るものか。
- ②当該地域食品に冠された地名と実際の製造地との間に整合性が図られているか。
－例－
ア 当該地域外での同一製法又は類似した製法での製造されていないことを確認している。
- ③具体的範囲について当該地域食品の関係者が合意しているか。また、当該地域食品の伝統的・歴史的製法を一者のみが受け継いでいる場合、それが関係者等によって合意しているか。

(2) 範囲の設定根拠

- ①当該地域において、当該地域食品が相当期間（おおむね30年）にわたり当該地域に固有の製法や特徴のある原材料により製造されてきたか。
- ②当該地域食品の特徴の発現が、当該地域の気候、土壌等の自然条件に依るところが大の場合、当該地域内の気候、土壌等の自然条件がおおむね均一か。
- ③②の自然条件等が当該地域食品の特性を発現する上で適しているか。

3. 歴史的伝統性について

- ①当該地域で製造されるようになった経緯を含め、史実が確認されているか。
- ②伝統的・歴史的な製法と現在の製法に大きな差異がないか（品質特性発現に係る根幹技術は変更されていないか）。
- ③原材料に関し、当初と現在とで大きな差異がないか。また、差異がある場合、その背景と明確な理由が記載されているか。
- ④原材料の産地について、当初と現在とで差異がある場合、産地変更の背景と明確な理由が記載されているか。
- ⑤歴史的伝統性について関係者が合意しているか。また、当該地域食品の伝統的・歴史的製法を一者のみが受け継いでいる場合、それが関係者等によって合意しているか。

4. 食品の独自性について

(1) 食品特性

- ①食品の特性が端的に示されているか。
- ②当該地域食品の特性が他地域で製造される食品の特性と明らかに異なっているか。
- ③当該特性が理化学的・客観的データにより具体的に記述されているか（官能検査の結果を含む）。

(2) 原材料の特徴

- ①原材料の特徴（当該地域において生産された特色ある農林水産物の生産地等）が具体的に示されているか。
- ②原材料に係る仕入れ方法（納入契約の有無等）、使用量（歩留まり率）、他の原料と混ぜられないための措置等が明らかになっているか。
- ③原材料の産地について、当初と現在とで差異がある場合、産地変更の背景と明確な理由が記載されているか。また、産地変更による原材料の特徴に差異がないことが明記されているか。
- ④具体的内容について関係者が合意しているか。また、当該地域食品の伝統的・歴史的製法を一者のみが受け継いでいる場合、それが関係者等によって合意しているか。

(3) 原材料の使用理由

- ①当該地域食品を製造するにあたり、その原材料を使用する理由が明らかにされているか。
一例－
ア 当該地域で生産された特色ある農林水産物を活用してきたが、需要の拡大により、原材料確保が困難となったため、〇〇年からそれに近い原材料（〇〇県産）を使用。以降、現在に至る。

(4) 製法の特徴

- ①当該地域内で統一された製法基準、出荷規格等が存在するか。
- ②独特の製法（技法）がある場合、その特徴について示されているか。
- ③当該地域食品の特徴の発現に不可欠な工程が示されているか。

- ④複数の製法で製造しており、本基準の製法がそのうちの一手法の場合、本基準製法により製造した食品と他の製法で製造した食品とが混同しないようになっているか。
- ⑤当該地域の自然的条件と製法・食品の特性の結びつきが明らかにされているか。
- ⑥結果として、他産地では同質のものが作れない理由が明らかとなっているか。
- ⑦具体的内容について関係者が合意しているか。また、当該地域食品の伝統的・歴史的製法を一者のみが受け継いでいる場合、それが関係者等によって合意しているか。

(5) 品質・衛生管理基準

- ①当該地域食品の品質管理基準が定められているか。
- ②当該地域食品の製造過程における衛生管理基準が定められているか。

5. 生産量について

- ①当該地域食品について過去3年以上の期間の年間生産量（団体調べ又は別途調査した機関の統計）が記載されているか。
- ②原材料に特徴があるものの、当該原材料が天候等による不作に伴い入手ができず、結果として当該地域食品の製造量が減少している等製造量減少に関し何らかの理由がある場合はその旨が記載されているか。

6. 製造者について

- ①当該地域食品を製造している製造者名が記載されているか。
- ②単独の製造者が出荷している場合、その従業員数等が記載されているか。

7. 該当商品名について

製造者の該当商品名が記載されているか。

8. 業界取りまとめ団体・特認者について

- ①業界取りまとめ団体・特認者名が記載されているか。
- ②当該製造者は当該地域内において当該地域食品を製造している製造業者か。
- ③当該地域内に当該商品を製造する団体が複数あるものの、業界とりまとめ団体をそのうちの一団体とする場合、当該とりまとめ団体の製造量が少なくとも全製造量の過半を占めているか。
- ④当該地域内に当該地域食品を製造する製造業者が複数あるものの、当該地域食品の伝統的・歴史的製法を一者のみが受け継いでいる製造業者か。また、一者のみが受け継いでいる製造業者である場合、当該地域もしくは全国規模の業界団体、公的機関等からの証明書もしくは史実に基づき証明されているか。

9. 識別マークの貼付と管理について

- ①当該基準を満たしている商品には、識別マーク（「本場の本物」マーク）を貼付することになっているか。
- ②業界取りまとめ団体・特認者における識別マークの使用を適切に管理することになっているか。

10. 第三者認証について

- ① ISO/IECガイド65（製品認証機関に対する一般要求事項）に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関から定期的な検査を受けることになっているか。
- ただし、申請者の余地のない形で公正・中立な機関から定期的な検査を受けることになっている場合であれば、第三者認証として認めるものとする。

11. 認定後の業界活性化の展開方法

- ① 当該地域食品認定後の業界全体の活性化展開方法が記載されているか。
- ② 業界取りまとめ団体・特認者が、業界をどのようにとりまとめ活性化させるかの役割が明確に記載されているか。
- ③ 原材料の産地について、将来的に当初使用されていた当該地域で生産された特色ある農産物等を主たる原材料とする方向性を見出し、さらなる高付加価値化を促す活性化の展開方法が明確に記載されているか。

12. 認定後の地域振興への貢献方法

- ① 当該地域食品認定後の地域振興への貢献方法が記載されているか。
- ② 業界取りまとめ団体・特認者が、伝統的・歴史的製法をどのように広め、地域振興への貢献を果たしていくか等の役割が明確に記載されているか。
- ③ 原材料の産地について、将来的に当初使用されていた当該地域で生産された特色ある農産物等を主たる原材料とする方向性を見出し、当該地域の農林漁業者の活性化方法が明確に記載されているか。

13. 認定後、当該地域に同様の基準で製造する新たな製造者が出現した場合の連携および展開方法（特認者のみ記載）

- ① 特認者が、当該地域食品認定後、当該地域に同様の基準で製造する新たな製造者が出現した場合、どのように連携し、当該地域食品を発展させていくか等の方法が明確に記載されているか。

14. 参考（社会的評価について）

- ① 当該地域食品について社会的評価の向上のために努力を行っているか。
- ② 以下のような事項に該当する等相当な社会的評価が得られ、また、安定的実需者が存在するか。
- ・ 当該地域又は全国的に見て申請に係る食品が類似品の価格を相当程度上回っているか。
 - ・ 全国的な品評会等での受賞歴があるか。
 - ・ 新聞・テレビ・雑誌・専門誌等において相当程度の掲載（取材）がなされているか。
 - ・ HPを開いている場合、相当程度のアクセス数があるか。
 - ・ 百貨店・コンビニエンスストア等のお中元・お歳暮商品として（又は同商品用カタログに掲載され）相当程度の取引実績があるか。

15. 添付書類について

- ① 生産が行われている場所（施設）の所在地を示す資料を添付すること。
- ② 商品に冠された地名が旧地名であり、現在、当該地名が住居表示に使用されていない場合は、現在の地名との関係が分かる資料を添付すること。
- ③ 製品概要、生産範囲、製品特性、製法（工程図・管理図を含む）、社会的評価、生産量等に関する記載内容の妥当性を示す資料（含写真）を添付すること。
- ④ 製品特性や製法に関して記載された内容で実際に生産が行われていることを示す資料を添付すること。
- ⑤ 業界取りまとめ団体・特認者に係る登記簿謄本、定款又は寄附行為の写し、規約、直近の総会資料を添付すること。なお、該当するものがない場合は、それに準ずる資料を添付すること。
- ⑥ 業界取りまとめ団体に属さない事業者により同一食品の生産がなされている場合、当該事業者の活動規模等が分かる資料を添付すること。

地域食品ブランド表示基準制度「本場の本物」
審査専門委員 名簿

名前	所属	役職
逆瀬川 英明	時事通信社 デジタル農業誌 A g r i o	編集長
大久保 敦	コープデリ生活協同組合連合会 宅配商品・営業企画	担当統括部長
大森 亜紀	読売新聞東京本社 編集局デジタル編集部	編集委員
小林 俊之	株式会社シェルガーデン	取締役 執行役員 本部長
関司 直也	法政大学 現代福祉学部福祉コミュニティ学 科	教授
竹下 大学		技術士（農業部門） 品種ナビゲーター
向笠 千恵子	有限会社スタッフドオリーブ ごはん文化研究所	代表取締役 フードジャーナリスト

(敬称略 五十音順)